
行橋市食育推進計画

平成28年3月

行 橋 市



はじめに

我が国の伝統的な食生活は気候風土に合った米や野菜を中心に、豊かな食文化を作り上げてきました。

しかし、近年、「食」を取り巻く環境は、人々のライフスタイルや価値観の多様化などにより大きく変化し、食習慣等の乱れからかつての米を中心として多様な副食からなるいわゆる「日本型食生活」を基本とした食生活から、個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化が進展しました。その結果生活習慣病の増加、食の安全性に対する信頼低下など様々な問題が生じています。

本市では、市民一人ひとりが食育に関心を持ち、生涯健康で過ごせるよう推進するため、この度「行橋市食育推進計画」を策定し、計画に沿ったかたちで色々な活動を実施していくところであります。

本計画は、平成28年度から令和4年度までの7カ年間の計画ではありますが、必要に応じて適宜見直しを図って参ります。

この計画を、家庭のみならず、学校や保育所、地域、生産者、各種団体など多くの方々に、「食」を考える際の指針としていただき、皆さんと一緒に食育の推進に取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご尽力いただいた関係者の皆さま、日頃から食育を取り巻く環境づくりのため、ご支援・ご協力をいただいている皆さまに、厚く御礼申し上げます。

平成28年3月



行橋市長 田 中 純

行橋市食育推進計画目次

I 計画策定の趣旨	
1 策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
II 食育をめぐる現状	
1 行橋市の概要	3
2 食に関わる取組み	3
(1) 地産地消の取組み	3
(2) 健康対策に向けた取組み	3
(3) 学校・保育所等における取組み	3
III 課題と実態	
1 教育の面から	5
2 保健の面から	5
3 農林水産の面から	5
IV 食育の理念と目標	
1 理念	6
2 食育推進目標	6
V 食育施策の展開	
1 施策の展開イメージ	7
2 推進施策	8
VI 資料	
1 食育基本法（抜粋）	11
2 国の食育推進計画による目標	18

I 計画策定の趣旨

1 策定の背景と趣旨

近年、急速な経済発展に伴い、社会を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、人々のライフスタイルや価値観・ニーズが多様化する中で、栄養バランスの偏った食事、不規則な食事の増加、生活習慣病の増加などの問題に加え、食の安全性に対する不安の高まりなど、健康な食生活が失われつつあります。

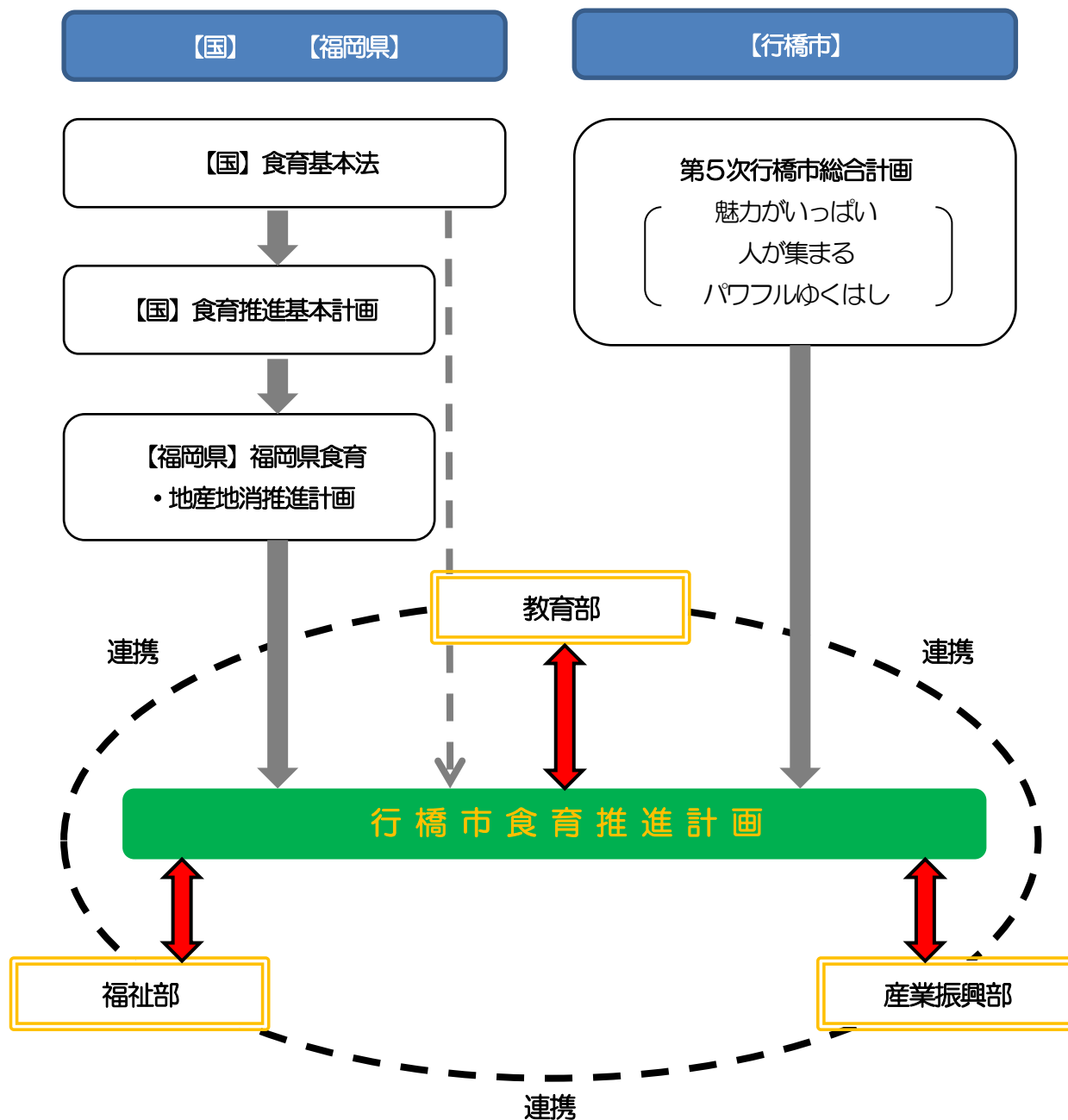
食育は生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるものであります。また、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが、重要かつ急務な課題となっています。様々な経験を通じて『食に関する知識』と『食を選択する力』を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進していくことを目指し『食育基本法（平成17年6月17日法律第63号）』が平成17年7月15日に施行され、『食育推進基本計画』が平成18年4月1日に策定されました。

福岡県では、食に対する重要性及び農林水産業と農山漁村の果たす役割について県民の理解促進を図ることにより、県民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的に『ふくおかのお食と農推進会議』が平成17年6月1日に設置され、7つの指針を取組内容とする『ふくおかのお食と農推進基本指針』が平成18年3月に策定されました。また、平成25年3月には、基本指針の成果・課題を踏まえ、『福岡県食育・地産地消推進計画』が策定され、更なる食育の推進が進められています。

今回、行橋市では、行政のみならず、家庭、保育・教育関係団体、地域、生産者・食品関連業者など、食に関わる多様な関係機関が相互に連携・協力しながら、本市の地域特性や実情等に即した食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため『行橋市食育推進計画』（平成28年度～令和4年度）を策定し、食育推進を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

「行橋市食育推進計画」は、「第5次行橋市総合計画」を上位計画とし、「食育」に関連する部署が相互連携を図りながら、総合的に「食育」を推進します。



3 計画の期間

「行橋市食育推進計画」の計画期間は、平成28年度から令和4年度までの7年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅱ 食育をめぐる現状

1 行橋市の概要

行橋市は、福岡県の北東部に位置し、周防灘や平尾台、今川といった豊かな自然に恵まれ、御所ヶ谷神籠石や掩体壕などの史跡が多く残り、また連歌、神楽などの伝統文化も数多く継承されています。さらに周辺自治体における大手自動車メーカーの立地を背景とした関連企業の集積や東九州自動車道も開通し、京築地域の中核都市としてさらなる発展が期待されているところです。

また、行橋市の特産物の菜種やいちじくは、関係機関と連携して、菜種油や、いちじくジャムなど加工品開発に取り組んでいます。水産物では、豊前海一粒かきや、ワタリガニ、クルマエビ、ヨシエビなどが挙げられます。

2 食に関わる取組み

(1) 地産地消の取組み

行橋市での地産地消の取組みは、JA福岡京築などの関係機関と連携して、農業の担い手育成や農産物の地産地消の取組みを継続してきました。その結果営農組合の法人化や経営面積、認定農業者の増加につながり、学校給食における地場産青果物は、平成18年度15%弱だった利用状況が、平成25年度には35%を上回りました。

(2) 健康対策に向けた取組み

生活様式の多様化などにより、規則正しい食事ができないなど適正な生活習慣が保てず、また健康の基礎である体力を維持、増進するために必要な運動習慣のない人の割合が高くなっており、健康への影響が危惧されています。また、社会環境の複雑化、高齢者人口の増加等により、生活習慣病や精神疾患、医療費の増大等が社会的課題となっています。

行橋市では、平成20年度から始まった内臓脂肪型肥満に着目した特定健診、特定保健指導に力を入れ、生活習慣の改善を行うため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者及びその予備群に対し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活を指導しています。「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚に努め、市民一人ひとりのライフステージに応じた保健活動を推進しています。

(3) 学校・保育所等における取組み

学校では、健全で楽しい食生活を通じて、子どもたち一人ひとりの健康な心と体を育むとともに、豊かな人間性を養い、食を支える自然や社会に感謝する気持ちを育むため、行橋市の子どもたちの実態を踏まえ、

- ① 食事の重要性や喜び、楽しさへの理解を深める。
- ② 心身の成長や健康の保持・増進の上で、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自己管理をしていく能力を身につけさせる。

-
- ③ 正しい知識・情報に基づいて、食品の品質および安全性について自ら判断できる能力を身につけさせる。
 - ④ 食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につけさせる。
 - ⑤ 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝の心を育む。
 - ⑥ 各地域の産物、食文化にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

など、学校教育活動全体を通じて総合的に食育推進に取り組んでいます。

具体的には、食育リーダーを中心として、主幹、給食主任、栄養教諭、家庭科専科、保健主任、養護教諭などが策定した、学校における食に関する指導計画を実践しています。

また、給食の時間を中心に、学級活動の場においても食品についての話題を取り上げ、栄養や食事の適切なとり方を学ばせるとともに、食事を大切にす気持ちや友達と楽しく食事することや各学校での食材の栽培、校外施設での体験などを通して自然の恵みに感謝する気持ちを培っています。

Ⅲ 課題と実態

1 教育の面から

小学生から中学生までの学齢期は、知識や技術を学びながら保護者による食生活から、自分で食生活を選択する機会が増えることによって、食に関する興味や関心を高めていくことが可能となる重要な時期です。しかし一方では、まだまだ保護者のしつけの下での食事が必要な時期でありながら、現状では不規則な食生活や孤食、偏食が問題となっています。

また、生産者と触れ合う機会が少ない子どもたちが食の大切さを実感し、健全な食生活の実践力を見につけていくためには、食材がどうやってできるのか、どこで、誰によって作られているのかなどについて生産体験や学校給食の食材を通じた生産者などとの交流体験から学ぶ機会も欠かせなくなっています。この時期において、食を大切にする心や、望ましい食習慣や知識を習得する能力を育成することが大変重要になってきます。

2 保健の面から

・平成25年度特定健診の結果ではメタボリックシンドローム予備群に該当する方が13.4%で県内1位（特定健診対象者7,000人以上の保険者中）（県平均11.4%）と多い状況です。また、国民健康保険被保険者のうち、高血圧症で医療にかかる方の割合が22.8%（県平均17.9%）、糖尿病で医療にかかる方の割合が11.5%（県平均9.3%）となっています。（平成25年5月診療分国保レセプトより）これらの生活習慣病は食生活の影響が大きく、適切な食習慣への取組みが必要となっています。

・乳幼児健診時の発達フォロー児の割合と食事の困りごとのある保護者の割合が正の相関関係にあります。これは食習慣と生活リズムが影響し合うことが考えられるため、早い時期（新生児訪問時）からの生活習慣指導と離乳食指導に取り組むことが必要です。食育が健康への導きとなることを親へ伝え、意識づけにつなげることが必要です。

・保育所においては、乳幼児期から子どもが楽しみながら食に興味を持てるような取組みを行い、また、保護者に対し浸透しやすく現実味のある施策、自ら行動を起こすしかけづくりを目指します。

3 農林水産の面から

- ・食の安全・安心に大きく関わる地場産物の安全性のPRが必要となっています。
- ・野菜や農水産物など、市民に地場産物を消費してもらえるような取組みが必要となっています。
- ・行橋市にはワタリガニ、牡蠣、いちじくなど多くの地場産物がありますが、地場産物の更なる知名度向上のためPRが必要となっています。

IV 食育の理念と目標

行橋市の現状や課題を踏まえ、食育推進に向けての理念と目標を位置づけます。

1 理念

行橋市は、豊かな自然に恵まれ、特に海や山があることで、様々な食を選択できる恵まれた環境が整っていることから、家庭での食事だけでなく、総合的な食生活の管理・改善が必要です。

そのためにはまず、家庭・学校・保育所・地域等を通じて行橋市の将来を担う子どもたちの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図ります。加えて、安心安全な農林水産物の提供を通じ、すべての市民一人ひとりが食生活を楽しみ、生涯にわたって健康で生き生きと暮らし続けることができる行橋市をみんなでつくっていきます。

2 食育推進目標

目標1 「食を通じた健康づくり（福祉部）」

【推進施策】

- 食を通じた家庭からの健康づくり
- 食を通じた生活習慣病対策の実施
- 保育所等における健康な心と身体を育てる取組み

目標2 「望ましい食習慣や基本的マナーの定着（教育部）」

【推進施策】

- 教育関係者の食育に関する研修及び意識啓発
- 食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実
- 健康で安全な学校給食の確立と地元産農産物の利用促進
- 食材の栽培や調理の過程における食育
- 家庭との連携

目標3 「安心・安全な農林水産物の提供（産業振興部）」

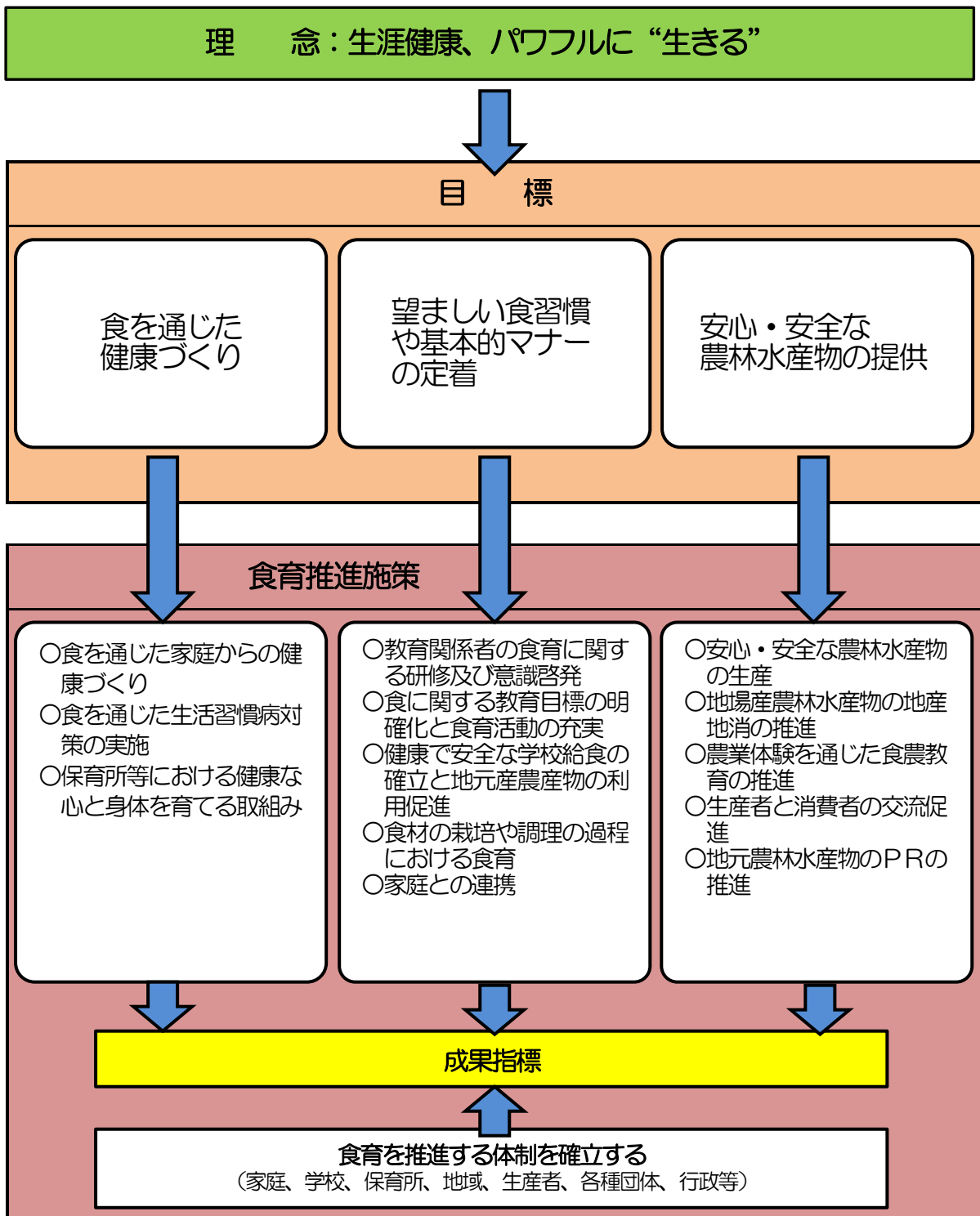
【推進施策】

- 安心・安全な農林水産物の生産
- 地場産農林水産物の地産地消の推進
- 農業体験を通じた食農教育の推進
- 生産者と消費者の交流促進
- 地元農林水産物のPRの推進

V 食育施策の展開

1 施策の展開イメージ

課題分析に基づく施策・事業への展開イメージは次のようになります。



2 推進施策

これまでの取組みをふまえ、目標ごとに施策を以下に整理します。

目標①：食を通じた健康づくり

○食を通じた家庭からの健康づくり

- ・親子料理教室で料理を作る楽しさの周知を実施
- ・離乳食教室で食事の大切さの周知を実施
- ・「給食だより」や「献立表」を刊行し家庭での食育に役立つ情報の発信

○食を通じた生活習慣病対策の実施

- ・健診後、各個人に合わせた保健指導の実施
- ・健康教育、健康相談の実施
- ・食生活改善推進員の養成
- ・食生活改善推進員による健康料理の普及

○保育所等における健康な心と身体を育てる取組み

- ・食事の楽しさや基本的な食習慣を身につけさせる取組みの実施
- ・体験農業及びクッキング保育の実施
- ・給食室から家庭に対し旬の食材・郷土食・食物アレルギー児童への対応・月齢に合わせた食事の提供などを知らせる活動の強化
- ・食育出前講座
- ・パンフレットの配布

目標②：望ましい食習慣や基本的マナーの定着

○教育関係者の食育に関する研修及び意識啓発

- ・校内外での研修実施
- ・校長を中心とした組織化の推進

○食に関する教育目標の明確化と食育活動の充実

- ・給食の時間や学級活動と連携した学校教育活動全体での計画的食育指導の実施
- ・食に関する指導の全体計画及び年間指導計画（食育カリキュラム）の作成
- ・郷土料理を取り入れた特色ある給食の実施
- ・給食や食に関することを題材にした小中交流会

○健康で安全な学校給食の確立と地元産農産物の利用促進

- ・ 献立検討委員会での地場産物の利用検討
- ・ 調理員研修の実施及び料理コンクールの開催
- ・ J A福岡京築と連携し、生産者による計画的栽培の実施

○食材の栽培や調理の過程における食育

- ・ 学校園を活用した栽培活動を行い、収穫した農産物の調理を通して児童生徒の食への関心を高め食に関する感謝の心を育てる。
- ・ 食に関する経験や知識を有する地域の生産者や料理研究家などに、直接指導していただくなど食に関する人材活用を図る。

○家庭との連携

- ・ 児童生徒の食生活や基本的な生活習慣の課題について、共通の理解を図る。
- ・ 校内における食育の目標や内容、学校給食の意義や役割について、家庭の理解を図る。
- ・ 食育に関する情報提供を積極的に行い、家庭での食育を促す。

目標③：安心・安全な農林水産物の提供

○安心・安全な農林水産物の生産

- ・ 環境負荷への対応を目的とした資源循環型農業の検討
- ・ 食の安全に関する知識の普及啓発の実施
- ・ 農業に関する講習会及び適正使用に係る普及啓発の実施
- ・ 生産者を対象とした営農指導等

○地場産農林水産物の地産地消の推進

- ・ 直売所等を核とした各種イベントの展開
- ・ 学校給食への地場産農林水産物の導入促進
- ・ 旬の食材の周知

○農業体験を通じた食農教育の推進

- ・ 農業体験に関する保育所等や学校への支援
- ・ 農業体験に関する地元農業者とのマッチング

○生産者と消費者の交流促進

- ・ 市内イベントでの食育ブース設置
- ・ 直売所等での食育ブース設置

○地元農林水産物のPRの推進

- ・消費者への効果的な情報発信の実施
- ・インターネット等によるPRの実施

VI 資料

1 食育基本法（抜粋）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資す

ることを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)
第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推

進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。
(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

2 国の食育推進基本計画による目標

○食育に関心を持っている国民の割合の増加

《現状値》70.5%⇒《目標値》90%以上

○朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加

《現状値》朝食＋夕食＝週平均9回⇒10回以上

○朝食を欠食する国民の割合の減少

《現状値》子ども1.6%、20歳代～30歳代男性28.7%

⇒《目標値》子ども0%、20歳代～30歳代男性15%以下

○学校給食における地場産物を使用する割合の増加

《現状値》26.1%⇒《目標値》30%以上

○栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加

《現状値》50.2%⇒60%以上

○内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加

《現状値》41.5%⇒《目標値》50%以上

○よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加

《現状値》70.2%⇒80%以上

○食育の推進に関わるボランティアの数の増加

《現状値》34.5万人⇒《目標値》37万人以上

○農林漁業体験を経験した国民の割合の増加

《現状値》27%⇒《目標値》30%以上

○食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加

《現状値》37.4%⇒90%以上

○推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加

《現状値》40%⇒100%